



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ジ ョ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 野 健 一
(コード番号：9416 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 管 理 本 部 長 中 本 新 一
(TEL. 03-5325-0344)

社外取締役及び社外監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり社外取締役及び社外監査役候補者の選任について内定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会及び同総会終了後の取締役会、監査役会において正式に決定する予定です。

記

1. 社外取締役候補者の選任

(1) 新任社外取締役候補者の氏名及び略歴

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ないとう しんいちろう 内藤 真一郎 (昭和 42 年 6 月 13 日)	平成 3 年 4 月 株式会社リクルート人材センター (現 株式会社リクルートキャリア) 入社 平成 6 年 10 月 株式会社日本リモデル 入社 平成 8 年 12 月 株式会社アレスト (現 株式会社ファインドスター) 設立 取締役 平成 10 年 7 月 同社 代表取締役 (現任) 平成 21 年 6 月 ターゲットメディア株式会社 取締役 (現任) 平成 21 年 7 月 株式会社 MDK 代表取締役 (現任) 平成 22 年 7 月 株式会社 ディ・ポップス 取締役 (現任) 平成 23 年 7 月 株式会社 スタートライズ 取締役 (現任) 平成 24 年 7 月 スタークス株式会社 取締役 (現任) 平成 24 年 10 月 株式会社 Shift 取締役 (現任) 平成 27 年 9 月 スターアセットコンサルティング株式会社 代表取締役 (現任) 平成 27 年 11 月 株式会社 ファインドスターグループ 設立 代表取締役 (現任)	—

(注) 1. 候補者内藤真一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2. 内藤真一郎氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏が取締役に就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

(注) 3. 内藤真一郎氏が取締役に就任した場合、当社は同氏と、会社法第 427 条第 1 項の規定により同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める責任限定契約であります。

(2) 選任の理由

内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、経営を監視いた

だくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくべく、社外取締役候補者として選任いたしました。

2. 社外監査役候補者の選任

第15回定時株主総会終結の時をもって、現在の3名の監査役のうち、1名（吉盛征光氏）が一身上の都合により辞任いたしますので、その補欠として監査役候補者1名の選任を付議するものであります。

なお、監査役候補者の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案の付議につきましては、監査役会の同意を得ております。

(1) 新任社外監査役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
うめはら かずひこ 梅原 和彦 (昭和28年3月3日)	昭和50年11月 東洋信託銀行株式会社 (現三菱UFJ信託銀行株式会社) 入行 平成18年3月 エム・ユー・トラスト流動化サービス株式会社 常務取締役 平成20年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 常勤監査役 平成27年6月 同社 顧問	—

(注) 1. 候補者梅原和彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 2. 梅原和彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

(注) 3. 梅原和彦氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める責任限定契約であります。

(2) 選任の理由

梅原和彦氏は、金融機関での豊富な経験と高い見識を有しており、また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくべく、社外監査役候補者として選任いたしました。

以上